

### 「給付金」を装った 不審なメールにご注意ください



「低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金」の申請を郵送で受け付けていますが、受給を促すメールが携帯電話に届くとその情報が寄せられています。

※メールで手続きをお願いすることはありませんので、不審なメールや電話があった場合は、市役所や警察署または警察

察相談専用電話(☎9110)にご連絡ください。

市から申請内容などについて連絡する場合は、次の電話番号からお掛けします(☎5558・1927、☎518・7859)。

また、市町村や厚生労働省、都道府県などがATM(銀行・コンビニエンスストアなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることはありません。

### 平成28年度の 年金額のお知らせ

平成28年度の国民年金の年金額(満額)は次のとおりです。6月から偶数月の15日に振り込まれます。

- ▽老齢基礎年金 78万1000円
- ▽障害基礎年金
  - 1級:97万5125円
  - 2級:78万1000円
- ▽遺族基礎年金(子1人) 100万46000円
- 内訳:基本額78万1000円、加算額22万45000円
- ▽問合せ 青梅年金事務所(☎0428・30・3410)

### 夏期の節電対策に 取り組んでいます

市では、9月30日まで、市庁舎や各公共施設において、照明の節減、適温冷房(室温28℃程度)の設定、エレベーターの利自用粛、クールビズの実施などに取り組んでいます。市民の皆様

### 7月1日(金)から 「戸倉しろやまテラス」 の宿泊施設の 予約方法が変わります

「戸倉しろやまテラス」は、体験・宿泊・飲食・展示の4つの機能を備えた体験研修施設です。7月1日(金)から、宿泊施設は「使用日の属する月の24か月前の月の初日から」予約できます。

### ▽施設の概要

- 建物の構造・設備:鉄筋コンクリート3階建、エレベーターあり
- 対象:幼稚園・保育園、小・中学校、高等学校、専門学校、大学、企業などの各種団体
- レストラン「食飲室」(午前11時30分〜午後2時)と展示室は一般の方も利用できます。
- 休館日:火曜日(祝日の場合は翌日、7月21日から8月31日までを除く)、12月28日から翌年の1月4日まで
- 営業時間:午前10時〜午後5時(宿泊、施設利用がある場合を除く)

### 耐震改修などをした 住宅の固定資産税を 減額します

※改修後3か月以内に申告書を提出してください。

※詳しくはお問い合わせください。

### 省エネ改修をした住宅

平成30年3月31日までに一定の省エネ(熱損失防止)改修工事をした住宅で次の要件を満たす場合、120平方メートルを限度に翌年度分の家屋の固定資産税の3分の1を減額します。

●平成20年1月1日以前に建築された住宅(賃貸住宅を除く)で、次の改修工事に自己負担額が50万円を超えた住宅

- \*窓の断熱改修工事(必須)
- \*床、天井か壁の断熱改修工事

※併用住宅では住宅部分の面積が2分の1以上であること

※改修後の住宅の床面積が50平方メートル以上であること

※新築住宅特例、耐震改修特例を受けている期間は適応されません。

※省エネ改修特例の適用は1回限りです。

表 宿泊料金(1人1泊2食付き、税込み)

利用日	区分	利用料
平日	大人	6,500円 (4,500円)
	子ども	6,000円 (4,000円)
休前日	大人	7,000円 (5,000円)
	子ども	6,500円 (4,500円)

※( )内は素泊まり料金

※大人は中学生以上、子どもは小学生

※5月3日から5月5日までと7月21日から8月31日までの間は、休前日の利用料に500円を加算します。

※小学校就学前の方で、研修や体験に参加する方は子ども料金の方のうち寝具を単独で利用しない方は無料です。

合を除く)

▽施設の機能

●宿泊施設:教室の雰囲気を残した部屋に宿泊できます。

\*定員:48人

\*宿泊料金:表のとおり

※宿泊者のみ、浴室が使用可

●研修施設:研修室3室、図工室、家庭科室、グラウンド、体育館(有料、予約制)

※研修施設のみ予約は使用日の属する月の2か月前の月の初日から受け付けます。

●展示施設:版画の展示、旧戸倉小学校のメモリアル品の展示

示、秋川流域ジオ情報室で地形や地質に関する展示

▽予約 秋川渓谷戸倉体験研修センター「戸倉しろやまテラス」

※同一団体は、7日以上使用することはできません。

▽問合せ 観光まちづくり活動課ふるさと文化創生係(☎595・1135)、秋川渓谷戸倉体験研修センター「戸倉しろやまテラス」(戸倉325、☎595・1234、<http://tokura-taiken.jp/>)

### 児童手当・児童育成 手当の現況届の受付は 6月6日から30日まで



児童手当・児童育成手当を交付している方には、6月初旬に現況届を送付しますので、提出してください。期限までに提出しないと、6月分以降の手当の受給ができなくなります。

▽受付時間 午前9時〜午後5時

### あきる野市消防団 協力事業所表示制度が 始まりました



4月1日から、あきる野市消防団協力事業所表示制度が始まりました。

この制度は、消防団の活動に協力していただいている事業所に対し「消防団協力事業所表示証」を交付するもので、事業所の消防団活動への協力が社会貢献として広く認められ、地域防災体制がより一層充実されることを目的としています。認定された事業所は、広報などで公表されます。

▽受付場所・期間

●市役所コミュニティホール:6月6日(月)〜17日(金)(8日(水)・15日(水)は午後8時まで)

●子育て支援課:6月11日(土)・20日(月)・30日(木)

●五日出張所:6月20日(月)・30日(木)

※11日(土)を除く土曜・日曜日の受付は行っていません。

▽対象 児童手当受給者、児童育成手当受給者

▽持ち物 現況届、はんこ、健康保険証の写し(児童手当のみ受給者本人)、窓口に来られる方の本人確認書類(普通免許証など)、その他の必要書類(該当する方)

▽問合せ 子育て支援課子育て支援係

▽申請方法 市ホームページから申請書をダウンロードして申請してください。

▽認定基準(いずれかに該当)

- 2人以上の従業員が消防団に入団していること
- 従業員の消防団活動について、積極的に配慮していること
- 災害時等に資機材を消防団に提供するなど消防団活動に協力していること
- 消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の強化に寄与していること

▽認定期間 認定された日から2年間です。ただし、認定基準に該当していれば認定の更新もできます。

▽表示証の表示など 認定期間内に限り、事業所に表示証を表示することができ、その画像をパンフレット、チラシ、ポスター、看板、ホームページなどの広告に使用できます。

▽問合せ 地域防災課防災安全係